



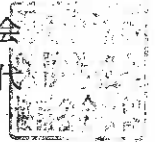
羽介推協第2-1号

令和3年3月8日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市介護保険等推進協議会

会長 長畑 多代



第8期羽曳野市高齢者いきいき計画の策定について（答申）

令和3年2月15日付け羽保高第4225号をもって羽曳野市介護保険等推進協議会に諮問のあった標記について、慎重に審議してきた結果、次のとおり答申します。

記

第8期羽曳野市高齢者いきいき計画については、以下の意見を付して原案どおり了承します。

- (1) 地域共生社会の実現に向け、その中核的な基盤となり得る地域包括ケアシステムの深化・推進のため、早急に市役所組織の横断的な体制の確立を図るとともに、地域、関係機関等との協働により取組みを進めてください。
- (2) 地域包括ケア体制の充実のためには、福祉人材の確保が重要な課題となっているため、国、大阪府と連携のうえ就労環境の整備に取り組み、あわせて、将来の福祉人材を育てる視点からも関係機関と連携し若い世代への啓発の取組みを進めてください。
- (3) 地域包括支援センターの複数設置に向けては、15年間の直営による到達点を踏まえて、さらに機能及び体制の強化が図られるよう、必要な人員体制を確保するとともに、新たに設定し直した3つの日常生活圏域で、地域の実情に応じたきめ細やかな支援体制が確保できるよう取組みを進めてください。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業は、住民主体による支援の基盤整備を確立するため、生活支援コーディネーター及び協議体の強化を図り、体制の整備を進めてください。
また、新しい事業である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、早急に実施計画を策定し、必要な人員体制の確保及び関係機関との調整を図るなど取組みを進めてください。
- (5) 今期の目標を定めた事業については、PDCAサイクルの活用により、事業実施状況の把握、実績の評価、目標の見直しを適宜実施し、財政的インセンティブ（交付金）の対象となる評価指標については、保険者機能の強化につながるものとして、可能な限り実施に努めてください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を踏まえて、アフター・ウィズコロナ対策として、介護サービス提供、認知症の人への支援、各種介護予防事業などの在り方を検討し、特に、生活不活発になりやすい高齢者へのフレイル対策も含めたサービス提供、支援策の在り方を検討し適切に対応してください。